

南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若者等の職場への定着及び雇用の拡大に資するため、就業環境の改善又は向上に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内において南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める者をいう。
- (2) 常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者をいう。ただし、事業主の配偶者及び3親等内の親族は除く。
- (3) 備品 形状又は性質を変えることなく、1年以上の使用又は保管に耐える物をいう。
- (4) 労働保険 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険を総称したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を置く、労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている中小企業者
- (2) 市内で1年以上事業を営み、常用雇用者を2人以上雇用している者
- (3) 満40歳未満の常用雇用者を1人以上雇用している者
- (4) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に所属していない者
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に所属していない者
- (7) 事業者又は代表者に市税等の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内に所在する本社若しくは事業所の職場環境の改善又は向上を

目的として実施する次の各号に掲げる事業とする。ただし、1 補助対象者につき、当該各号に掲げる事業ごとに1 事業を限度とする。

(1) 職場環境整備事業 次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの

ア 従業員用のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所その他の福利厚生施設（トイレ、更衣室及びシャワー室は、男女別に区分したものに限る。）の整備

イ 労働時間の適正な管理のための設備等の導入

ウ 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する受動喫煙防止を実施するための環境の整備

エ 業務効率改善を目的としたオフィス環境の一体的整備

オ 業務の共有化等を目的としたマニュアルの新規作成又は工程の整備

(2) 子育て環境整備事業 次に掲げる事業

ア 常用雇用者の子育て支援のための職場環境の整備

イ 常用雇用者の在宅勤務用備品の整備

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を控除した額とする。

2 補助対象事業の実施に当たり、この告示による補助金以外の補助等を受ける場合の補助対象経費は、補助対象経費の総額から補助金の額を差し引いた額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の採択申請）

第6条 補助対象事業の採択を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就労環境整備による若者等雇用促進事業採択申請書（第1号様式。以下「採択申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 補助対象経費の積算が確認できる見積書等の写し

(3) 労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っていることを証する書類

(4) 従業員名簿及び就業時の年齢が満40歳未満の者を雇用期間の定めのない正社員又は正職員として新たに雇用したことを証する書類

(5) 第4条第1号イの事業について申請する場合は、就業規則及び労使協定の写し

(6) その他市長が特に必要と認める書類

2 採択申請書の提出期限は、当該補助対象事業に係る会計年度において市長が別に定める日とする。

(補助対象事業の採択決定)

第7条 市長は、前項の規定による採択申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金採択結果通知書（第3号様式）により、申請者に結果を通知するものとする。

2 前項に規定する審査基準については、市長が別に定める。

(補助金の交付申請)

第8条 第7条に規定する通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付申請書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第5号様式）
- (2) 収支予算書（第6号様式）
- (3) 補助対象経費の積算が確認できる見積書等の写し
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出あったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等の承認)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付申請者は、当該申請の内容を変更しようとするときは、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金変更承認申請書（第8号様式。以下「変更承認申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書（第5号様式）
- (2) 変更収支予算書（第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更を決定し、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第11条 交付申請者は、当該事業を中止しようとするときは、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金中止申請書（第10号様式。以下「中止申請書」という。）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止申請書の提出があったときは、審査の上で中止を承認し、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金中止承認書（第11号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付申請者は、補助事業等が完了したときは、速やかに就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金実績報告書（第12号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第5号様式）
- (2) 収支精算書（第6号様式）
- (3) 経費の支払を証する書類（領収書等）の写し
- (4) 成果物等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付確定通知書（第13号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金返還命令通知書（第15号様式。以下「返還命令通知書」という。）により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。ただし、災害、疾病等やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（財産の管理等）

第16条 交付申請者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業が完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等については、補助金交付日後3年を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、若しくは担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 交付申請者が、やむを得ず前項に規定する行為を行おうとする場合は、あらかじめ就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金に係る財産処分承認申請書(第16号様式)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の適否を決定したときは就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金に係る財産処分承認審査結果通知書(第17号様式。以下「結果通知書」という。)を当該交付申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による結果通知書の通知をした交付申請者に、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、返還命令通知書により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

(指導及び監督)

第18条 市長は必要があると認めるときは、補助対象事業の目的を達成するために必要な検査を行い、報告を求め、必要な指導をすることができる。

(書類の整備)

第19条 補助金の交付を受けた交付申請者(以下「交付対象者」という。)は、補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 交付対象者は、市長から前項に規定する書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象事業	補助金の額	補助対象経費
職場環境整備事業	補助対象経費の 1 / 2 以内, 50 万 円を限度とする。	(1) 機械装置, ソフトウェア, 備 品等の設置及び購入に要する 経費(設置に係る工事を含む。) (2) システム開発や導入に要す る経費 (3) 外部からの技術指導や知的 財産等の導入に要する経費
子育て環境整備事業	補助対象経費の 1 / 2 以内, 100 万円を限度とす る。	

備考 1 汎用性の高い機器は, 目的外使用が無いと整理できる場合にのみ対象とする。

2 老朽化設備の更新は, 対象外とする。

3 中古品は, 原則として価格設定の適正性が明確でない場合には対象外とする。

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地
事業所の名称
氏名
電話番号

就労環境整備による若者等雇用促進事業採択申請書

南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の採択を申請します。

また、同要綱第3条に規定する補助対象者に該当し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、審査に当たって、市が市税等の申告納付状況等を調査することに同意します。

記

1 補助事業の概要

補助対象事業のテーマ	☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業
実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費（事業費総額）	金 円
補助金交付申請額	金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象経費の積算が確認できる見積書等の写し
- (3) 労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っていることを証する書類
- (4) 従業員名簿及び就業時の年齢が満40歳未満の者を雇用期間の定めのない正社員又は正職員として新たに雇用したことを証する書類
- (5) 第4条第1号イの事業について申請する場合は、就業規則及び労使協定の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

1 申請者の概要

1 申請者の概要

1 申請者の概要

企業名						
所在地	(市内事業所) 〒					
産業分類※ 1	中分類 コード			項目名		
常用雇用者数 ※ 2	女性 男性	名 名	左記のうち 40歳未満		女性 男性	名 名
主な事業内容						
国又は県等の 補助事業の有無	☐ 無 ☐ 有（事業名： ） ※有の場合、その事業計画書を添付すること。					

※ 2 事業主の配偶者及び 3 親等内の親族は除く。

3 事業計画

(1) 補助事業の テーマ	☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業
(2) 事業の目的	(現状・課題)

	(事業の目的・必要性)																																													
(3) 事業スケジュール	(導入スケジュールなど)																																													
(4) 事業実施により期待される効果																																														
(5) 収支計画	収入（補助率 1 / 2 , 1,000円未満切捨て, 税抜きで計上） <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>予算額（円）</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 支出（見積書を添付すること。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>予算額（円）</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	予算額（円）	摘要	自己資金			市補助金						合計			費目	予算額（円）	摘要																									合計		
費目	予算額（円）	摘要																																												
自己資金																																														
市補助金																																														
合計																																														
費目	予算額（円）	摘要																																												
合計																																														

※ 枠が不足する場合には、行を追加して記載してください。

第 号
年 月 日

様

南九州市長



就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金採択結果通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金については、南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、（採択・不採択）したので通知します。

なお、採択された補助対象事業を実施する前において、当該補助金の申請を
年 月 日までに行ってください。

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地

事業所の名称

氏名

電話番号

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付申請書

南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

また、同要綱第 3 条に規定する補助対象者に該当し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、審査に当たって、市が市税等の申告納付状況等を調査することに同意します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業種別 ☐ (1) 職場環境整備事業
☐ (2) 子育て環境整備事業

4 関係書類

- (1) 事業（変更）計画（実績）書（第 5 号様式）
- (2) （変更）収支予算（精算）書（第 6 号様式）

第 5 号様式（第 8 条，第10条，第12条関係）

事業（変更）計画（実績）書

1 事業の目的，内容，実施期間，効果

事業の目的	
事業区分	☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業
事業内容	
事業期間	事業着手（予定） 年 月 日 事業完了（予定） 年 月 日
事業効果	
添付書類	

第 6 号様式（第 8 条，第10条，第12条関係）

（変更）収支予算（精算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （精算額） ①	前年度予算額 （予算額） ②	比 較 ①－②	備 考
補助金				南九州市補助金
自己資金				
計				

支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （精算額） ①	前年度予算額 （予算額） ②	比 較 ①－②	備 考
計				

（注） 変更収支予算については，変更に係る部分を二段書きとし，変更前の額を括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

様

南九州市長



就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金については、南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付年度	年度
2 交付決定額	金 円
3 事業種別	☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業
4 交付条件	(1) 交付を受けた補助金を他の経費に流用してはなりません。 (2) 補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金実績報告書，収支精算書等を提出してください。 (3) 南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し，補助金の返還を命ずることがあります。

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地

事業所の名称

氏名

電話番号

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業を下記のとおり変更したいので、南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定額 金 円

2 変更後の補助金交付申請額 金 円

3 事業種別 ☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業

4 変更する理由

5 添付書類

(1) 事業（変更）計画（実績）書（第 5 号様式）

(2) （変更）収支予算（精算）書（第 6 号様式）

第 号
年 月 日

様

南九州市長



就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金については，南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により，下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付年度	年度
2 当初交付決定額	円
3 変更後の交付決定額	円
4 事業種別	☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業
5 交付条件	(1) 交付を受けた補助金を他の経費に流用してはなりません。 (2) 補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは，速やかに就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金実績報告書，収支精算書等を提出してください。 (3) 南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は，交付決定の全部又は一部を取り消し，補助金の返還を命ずることがあります。

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地

事業所の名称

氏名

電話番号

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金中止申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度南
九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業を下記のとおり中止したいので、
南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第11条の規定に
より、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定額 金 円

2 事業種別 ☐職場環境整備事業 ☐子育て環境整備事業

3 計画中止の理由

第 号
年 月 日

様

南九州市長 印

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金中止承認書

年 月 日付けで申請のあった 年度就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金については，南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により，下記のとおり中止を承認したので通知します。

記

1 交付年度	年度
2 補助金交付決定額	円
3 事業種別	☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地
事業所の名称
氏名
電話番号

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定を受けた 年度南九州市
就労環境整備による若者等雇用促進事業を下記のとおり実施したので、南九州市
就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、関
係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 交付決定額	円
2 事業種別	☐ 職場環境整備事業 ☐ 子育て環境整備事業
3 事業期間	事業着手 年 月 日 事業完了 年 月 日
4 事業効果	
5 関係書類	☐ 事業（変更）計画（実績）書（第5号様式） ☐ （変更）収支予算（精算）書（第6号様式） ☐ 経費の支払を証する書類（領収書等）の写し ☐ 成果物等

第 号
年 月 日

様

南九州市長 印

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金については，南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により，下記のとおり確定したので通知します。

記

補助事業に要した経費	金	円
交付確定額	金	円

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地
事業所の名称
氏名（法人の場合は，名称及び代表者職氏名）
⑩

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

対象事業名	南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業			
交付確定額	金 円			
交付請求額	金 円			
振 込 先	金融機関名		支 店 名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

年 月 日

様

南九州市長



就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金について，南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第15条又は第17条の規定により，下記のとおり交付決定を取り消し，補助金の返還を命ずる。

記

- 1 取消年月日

年 月 日
- 2 取消理由
- 3 交付決定額

金 円
- 4 取り消し額

金 円
- 5 補助金返還命令額

金 円
- 6 返還期限

年 月 日まで

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地
事業所の名称
氏名
電話番号

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金により取得又は効用の増
加した財産について、下記のとおり処分したいので、南九州市就労環境整備によ
る若者等雇用促進事業補助金交付要綱第17条の規定により、関係書類を添えて申
請します。

記

処分 財産	補助対象財産	
	メーカー・型式等	
	設備設置年月日	年 月 日
処分 内容	処分予定日	年 月 日
	方法・措置	☐売却 ☐譲渡 ☐交換 ☐廃棄 ☐貸付 ☐その他 ()
	理由	

※ 使用期間が処分制限期間より短い場合は、処分する取得財産に係る交付し
た補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることがあります。

年 月 日

様

南九州市長



就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金に係る
財産処分承認審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金に係る財産処分について，南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱第17条の規定により，下記のとおり審査結果を通知します。

記

補助対象財産		
メーカー・型式等		
設備設置年月日	年 月 日	
処分の適否	☐ 承認	※ ただし，以下の条件を付する。
	☐ 非承認	
適否の理由		